

自治会交付金

（旧：廃棄物減量等推進活動交付金）

の変更点について

- 1.自治会交付金への統合の目的
- 2.前年度からの変更点
- 3.ごみ収集場所の維持管理等について

自治会交付金

（旧：廃棄物減量等推進活動交付金）

の変更点

「3. ごみ収集場所の維持管理等について」は本会では時間の都合上、省略します。

1. 自治会交

別紙「資料2」を後ほどご確認ください。

2. 前年度からの変更点

3. ごみ収集場所の維持管理等について

◆目的

市から自治会へ交付している2つの交付金を統合することで、自治会において交付金を使いやすくし、自治会活動の活性化を支援するため。

① 算出方法は従来通り

廃棄物減量等推進員を設置している自治会ごとに 3, 000円

4月時点で

自治会で管理している収集場所の数ごとに 2, 400円

② より使いやすく

各自治会の活動状況に応じて、収集場所の管理や清掃活動への予算に充てやすくなります。

③ 連絡票は2回から1回に

廃棄物減量等推進活動定例連絡票の提出を、年2回としていましたが、年1回（実績報告時）に簡略化します。

⇒自治会の事務手続きの負担軽減を図っています

No.	変更後	変更前
1	収入支出収支予算(決算)書の収入欄に、 自治会交付金 として項目と金額を記載する。	収入支出予算(決算)書の収入欄に、 自治会交付金 及び 廃棄物減量等推進活動交付金 の項目と金額を それぞれ 記載する。
2	自治会活動 全般 に充てることができる。	廃棄物減量等推進活動交付金は、美化清掃や清掃道具等の 衛生活動 に係る支出に限る。
3	廃棄物減量等推進活動定例連絡票は、 実績報告時の年1回 提出する。	廃棄物減量等推進活動定例連絡票は、 上半期と下半期の年2回 提出とする。

◆別紙、「資料2」を後ほどご確認ください。

本説明会の資料以外でも、日常管理においてお悩みや御質問等がある場合は、お気軽に、環境資源対策課まで御連絡をお願いいたします。

電話：0463－82－4401

Mail :k-sigen@city.hadano.kanagawa.jp